

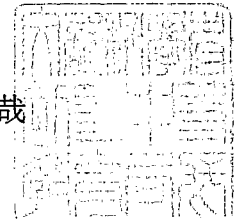


19文科高第659号  
医政発第0108008号  
平成20年1月8日

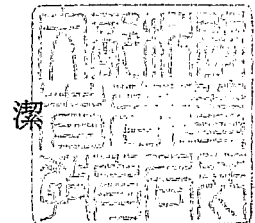


各都道府県知事 殿  
各都道府県教育委員会

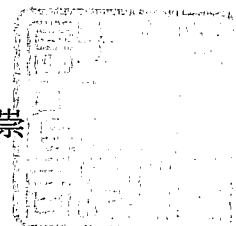
文部科学省初等中等教育局長  
金森 越哉



文部科学省高等教育局長  
清水 潔



厚生労働省医政局長  
外口 崇



保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部を改正する省令の公布について

保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部を改正する省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「改正省令」という。）が別紙のとおり公布され、平成20年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、十分留意の上、貴管下学校養成所及び関係団体へ周知いただくとともに、その実施につき遺漏のないようお願いいたします。

## 記

### 1. 改正の趣旨

我が国の看護をめぐる環境は、急速な少子高齢化の進展、医療技術の進歩等大きく変化してきており、看護職員には、より患者の視点に立った質の高い看護の提供が求められている。一方で、看護業務の複雑・多様化、国民の医療安全に関する意識の向上等の

中で、学生の看護技術の実習の範囲や機会が制限される傾向にある。

こうした中、厚生労働省において平成18年3月から全9回にわたり「看護基礎教育の充実等に関する検討会」を開催し、看護をめぐる現状と課題、保健師教育・助産師教育・看護師教育（以下「看護基礎教育」という。）それぞれの現状と課題、充実すべき教育内容並びに専任教員の資質の向上等について検討を行い、平成19年4月には、看護基礎教育それぞれのカリキュラム改正案や、その実施に関する教員及び実習指導者に係る事項を中心とした報告書が取りまとめられたところである。

また、文部科学省において「大学・短期大学における看護学教育の充実に関する調査協力者会議」を設置し、厚生労働省における検討会の動向に呼応して保健師助産師看護師学校養成所指定規則を改正した場合の大学・短期大学への適用課題等について検討を行い報告書が取りまとめられたところである。

今回の改正は、これらを踏まえ、看護を取り巻く環境の変化に伴い、より重要性が増していると考えられる教育内容の充実を図り、保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）学校養成所における生徒及び学生の看護実践能力を強化するため、看護基礎教育のカリキュラム改正等を行うものである。

## 2. 改正の概要

### (1) 保健師教育について（別表1）

① 「地域看護学」においては、地域及び学校保健、産業保健を含んだ公衆衛生看護活動に焦点を当てることとした。

また、地域看護学の内容を「個人・家族・集団の生活支援」「地域看護活動展開論」「地域看護管理論」に区分した。

② 「疫学・保健統計」を「疫学」と「保健統計学」に分けた。

③ 「保健福祉行政論」を従来の2単位から3単位とした。

④ 臨地実習を、従来の3単位から4単位とした。また、地域看護学の教育内容の区分に合わせ、地域看護学実習についても「個人・家族・集団の生活支援実習」「地域看護活動展開論実習」「地域看護管理論実習」と区分し、教育内容を明確化した。

⑤ 上述の教育内容の強化を図るため、単位数の総計を従来の21単位以上から23単位以上とした。

### (2) 助産師教育について（別表2）

「臨地実習 助産学実習」について、医師と助産師との連携・協働を認識し、分べんの正常な経過を理解するため、原則として取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第1期から第3期終了より2時間までとした。また、当該実習の単位数を従来の8単位から9単位に増加したことから、全体としても従来の22単位以上から23単位以上とした。

### (3) 看護師教育について（別表3、別表3の2及び別表3の3）

① 全ての看護実践の基盤となる内容を強調して学ぶことができるよう、基礎看護学を教育内容とする専門分野Ⅰを設けた。また、専門分野Ⅱを設け、対象の発達段階に応じた看護の実践を学ぶこととした。さらに、基礎分野、専門基礎分野、専門分

野Ⅰ及びⅡで学習したことを、臨床実践に近い形で学習し、知識・技術を統合させるため、統合分野を設けた。

- ② 基礎分野において学習する「人間と人間生活の理解」を「人間と生活・社会の理解」に改めた。
- ③ 専門基礎分野において学習する「社会保障制度と生活者の健康」を「健康支援と社会保障制度」に改めた。
- ④ 専門分野Ⅰを新たに設け、「基礎看護学（臨地実習を含む）」を学ぶこととした。
- ⑤ 専門分野Ⅱを新たに設け、「成人、老年、小児、母性、精神看護学（それぞれ臨地実習を含む）」を学ぶこととした。
- ⑥ 統合分野を新たに設け、「在宅看護論、看護の統合と実践（それぞれ臨地実習を含む）」を学ぶこととした。
- ⑦ 統合分野を設け、「看護の統合と実践」を含めたことに伴い、単位数の総計を、
  - ・ 3年課程においては93単位以上から97単位以上、
  - ・ 2年課程においては62単位以上から65単位以上、
  - ・ 高等学校及び高等学校の専攻科課程においては102単位以上から105単位以上とした。
- ⑧ 高等学校及び高等学校の専攻科課程において、5年間の一貫した教育課程の編成が特に必要と認められる場合には、別表3の3に配当された単位数によらず、教育が行えるようにする。

#### (4) その他

- ①専任教員について（保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成8年文部省・厚生省令第1号）附則第3項等）

現在、看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、当分の間3年課程、高等学校及び高等学校の専攻科課程では8人を6人と、2年課程では7人を5人とする経過措置を設けているが、教育内容の充実に伴い教員組織も併せて充実する観点からこの経過措置を平成23年3月31日までとする。

- ②図書室等について（第5条の2）

看護師等学校養成所又は准看護師学校養成所を併設するに当たっては、教育上支障がない場合に限り、図書室、実習室及び在宅看護実習室は併設する学校養成所のものと、それぞれ兼用とすることができることとする。

### 3. 施行期日等

#### (1) 施行期日

平成20年4月1日施行（平成21年度の入学生から新カリキュラムの適用）

ただし、2年課程の看護師教育については、平成21年4月1日施行（平成22年度の入学生から新カリキュラムの適用）とする。

#### (2) 経過措置

改正省令の施行の際現に指定を受けている学校養成所において、看護師等として必要な知識及び技能を修習中の生徒及び学生に係る教育の内容については、従前の例に

よることができることとする。

#### 4. 実施にあたり留意すべき事項

今回の改正に伴い、必要となる学校養成所の学則の変更等については、遺漏のないよう当該学校又は養成所に対して指導されたいこと。

○文部科学省 令第一号  
 厚生労働省 令第一号  
 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十八条及び保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第十一条の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十年一月八日  
 文部科学大臣 渡海紀三朗  
 厚生労働大臣 舛添 要一

保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部を改正する省令  
 (保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正)  
 第一条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二十六年文部省令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。  
 ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。  
 第四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。  
 第五条の次に次の一条を加える。  
 (指定基準の特例)

第五条の二 保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校養成所(以下この項において「保健師等学校養成所」という。)であつて、複数の保健師等学校養成所の指定を併せて受けようとするものについては、第二条から前条までの規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限る。第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号又は第五条第七号の図書室(以下この項において「図書室」という。)は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の図書室と、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号若しくは第五条第七号の実習室又は第四条第一項第七号、同条第二項第七号若しくは同条第三項第七号の在宅看護実習室(以下この項において「実習室等」という。)は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の実習室等と、それぞれ兼用とすることができる。  
 別表一を次のように改める。

別表一(第一条関係)

教育内容	単位数	備考
地域看護学	二	学校保健・産業保健を含む。
地域看護学概論	一一(一〇)	
個人・家族・集団の生活支援	二	
地域看護活動展開論	一〇(八)	
地域看護管理論	二	
疫学	二	
保健統計学	二	
保健福祉行政論	三(一)	

臨地実習 地域看護学実習 個人・家族・集団の生活支援 実習 地域看護活動展開論実習 地域看護管理論実習	四 二 二	保健所・市町村での実習を含む。 継続した訪問指導を含む。
--	-------------	---------------------------------

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習四単位以上及び臨地実習以外の教育内容十九単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二を次のように改める。

別表三（第四条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習	六(五) 九 九 一 一 六	実習中分べんの取扱については、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において原則として、取扱う分べんは、正期産・経産分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
合 計	一三三(一三三)	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習九単位以上及び臨地実習以外の教育内容十四単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三を次のように改める。

別表三（第四条関係）

基礎分野	教育内容	単位数
科学的思考の基礎 人間と生活・社会の理解		一三

専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	一五 六
--------	--	---------

専門分野Ⅰ	基礎看護学 臨地実習 基礎看護学	一〇 三三 三
-------	------------------------	---------------

専門分野Ⅱ	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	六 四 四 四 四 六 一六 四 四 四 四 六
-------	--	---

統合分野	合 計	備考
在宅看護論 看護の統合と実践 臨地実習 在宅看護論 看護の統合と実践	四 四 四 二 二 二 四 六	
合 計	九七	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学

ロ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）第十一条第一号若しくは二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学士養成所

別表三の二を次のように改める。  
別表三の二(第四条関係)

合 計	統 合 分 野	教 育 内 容				単 位 数
		基礎分野	専門基礎分野	専門分野Ⅰ	専門分野Ⅱ	
六五	在宅看護論 看護の統合と実践 臨地実習 在宅看護論 看護の統合と実践	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	基礎看護学 臨地実習 基礎看護学	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	七 一〇 四 二二六

チ 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所  
リ 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所  
又 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所  
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十四単位以上(うち基礎分野十三単位以上、専門基礎分野二十一単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて四十単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第五条の規定の例による。  
二 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただし、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。  
三 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学  
ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所  
ハ 診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所  
ニ 臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所  
ホ 理学療法士及び作業療法士法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設  
ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所  
ト 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所  
チ 義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所  
リ 救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所  
又 言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所  
四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容四十九単位以上(うち基礎分野七単位以上、専門基礎分野十四単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて二十八単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の三を次のように改める。  
別表三の三(第四条関係)

専 門 分 野 Ⅰ	専 門 基 礎 分 野	基 礎 分 野	教 育 内 容			単 位 数		
			科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	基礎看護学 臨地実習 基礎看護学	高等学校	専攻科	合計
五五八	二	六	五五八	二	五五八	三	一	五五
	七	一〇	五五八	七	五五八	八	一〇	一七
	八	一〇	五五八	八	五五八	一〇	一〇	一六

専門分野Ⅱ

統合分野	在宅看護論 看護の統合と実践 臨地実習 在宅看護論 看護の統合と実践	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	二 一 一 一 一 一 二 三 五 一 一 一 二	四 三 三 三 三 三 二 四 四 二 二 二 二	六 四 四 四 四 四 七 七 四 四 四 四 六
	在宅看護論 看護の統合と実践 臨地実習 在宅看護論 看護の統合と実践	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	二 一 一 一 一 一 二 三 五 一 一 一 二	四 三 三 三 三 三 二 四 四 二 二 二 二	六 四 四 四 四 四 七 七 四 四 四 四 六
合 計			三八	六七	一〇五

備考 一 単位の計算方法は、高等学校にあつては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）第一章第二款第一項の規定に、専攻科にあつては大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が三十八単位以上及び専攻科における単位数の合計が六十七単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことができる。

第二条 次に掲げる省令の規定中「当分の間」を「平成二十三年三月三十一日までの間」に改める。  
 （保健婦助産婦看護学校養成所指定規則の一部を改正する省令の一部改正）

一 保健婦助産婦看護学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成八年文部省令第一号）附則第三項

二 保健婦助産婦看護学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成十年文部省令第一号）附則第三項

第三条 保健婦助産婦看護学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成十一年文部省令第五号）附則第二項中「当分の間」を「平成二十三年三月三十一日までの間」に、「第四項」を「第三項」に改める。

附 則  
 一 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表三の二の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

二 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一から別表三の三までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。



○保健師助産師看護師学校養成所指定規則 (昭和二十六年文部省・厚生省令第一号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(看護師学校養成所の指定基準)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後二年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>3 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科 (以下この項において「専攻科」という。) において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>(指定基準の特例)</p> <p>第五条の二 保健師学校養成所 助産師学校養成所 看護師学校養成所又は准看護師学校養成所 (以下この項において「保健師等学校養成所」という。) であ</p>	<p>(看護師学校養成所の指定基準)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後二年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>3 看護師学校養成所のうち、前二項に規定する課程を併せて設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、前二項各号 (前項第十号を除く。) に定めるところによるものとする。ただし、第一項の課程の実習室又は在宅看護実習室は第二項の課程の実習室又は在宅看護実習室と、第一項の課程の図書室は第二項の課程の図書室と兼用とすることができる。</p> <p>4 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科 (以下この項において「専攻科」という。) において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二 (略)</p>

つて、複数の保健師等学校養成所の指定を併せて受けようとするものについては、第二条から前条までの規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第二項第七号又は第五条第七号の図書室（以下この項において「図書室」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の図書室と、第一条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第二項第七号若しくは第五条第七号の実習室又は第四条第一項第七号、同条第二項第七号若しくは同条第三項第七号の在宅看護実習室（以下この項において「実習室等」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の実習室等と、それぞれ兼用とすることができる。

別表一（第二条関係）

教育内容	単位数	備考
地域看護学	一一(一〇)	学校保健・産業保健を含む。
地域看護学概論	二	
個人・家族・集団の生活支援	一〇(八)	
地域看護活動展開論		
地域看護管理論	二	
疫学	二	
保健統計学	二	
保健福祉行政論	三(一)	
臨地実習	四	
地域看護学実習	四	保健所・市町村での実習を含む。

別表一（第二条関係）

教育内容	単位数	備考
地域看護学	一一(一〇)	
地域看護学概論	三(二)	
地域看護活動論	九(八)	
疫学・保健統計	四	情報処理を含む。
保健福祉行政論	二(一)	
臨地実習	三	
地域看護学実習	三	

個人・家族・集団の生活支援実習 地域看護活動展開論実習 地域看護管理論実習	二	継続した訪問指導を含む。
	二	
合計	三三(三〇)	
備考 一、二 (略)		
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、 <u>臨地実習四</u> 単位以上及び <u>臨地実習</u> 以外の教育内容 <u>十九</u> 単元以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。		
教育内容	単位数	備考
基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習	六(五) 六 一 一 九 九	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生二人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、 <u>取扱い分べんは、正期産・経膈分べん</u> 。

合計		二二(一八)
備考 一、二 (略)		
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、 <u>臨地実習三</u> 単位以上及び <u>臨地実習</u> 以外の教育内容 <u>十八</u> 単元以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。		
教育内容	単位数	備考
基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習	六(五) 六 一 一 八 八	実習中分べん(妊娠七月未満の分べんを除く。)の取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生二人につき十回程度行わせること。

別表一(第二条関係)

別表二(第二条関係)

合計	三三(三二)	頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
----	--------	---------------------------------

備考 一、二(略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習九単位以上及び臨地実習以外の教育内容十四単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二(第四条関係)

基礎分野	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	二三
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	一五
専門分野Ⅰ	健康支援と社会保障制度 基礎看護学 臨地実習	一〇 三 三
専門分野Ⅱ	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学	六 四 四 四

合計	三三(三二)
----	--------

備考 一、二(略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習八単位以上及び臨地実習以外の教育内容十四単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三(第四条関係)

基礎分野	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	二三
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	一五
専門分野	社会保障制度と生活者の健康 基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	一〇 四 六 四 四 四 四 四

統合分野	精神看護学 臨地実習	合計	九七
	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学		
統合分野	在宅看護論	合計	九七
	看護の統合と実践		
	臨地実習		
	在宅看護論		
	看護の統合と実践		

備考 一、二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十四単位以上（うち基礎分野十三単位以上、専門基礎分野二十一単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の二(第四条関係)

基礎分野	教育内容	単位数
科学的思考の基盤		七

統合分野	臨地実習 基礎看護学	合計	九三
	在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学		

備考 一、二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野十三単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野二十六単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の二(第四条関係)

基礎分野	教育内容	単位数
科学的思考の基盤		七

合計	統合分野	専門分野II	専門分野I	専門基礎分野	人間と生活・社会の理解
	在宅看護論 看護の統合と実践 臨地実習 在宅看護論	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習	基礎看護学 臨地実習	健康支援と社会保障制度	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 基礎看護学 臨地実習
六五	二二四四三	二二二二二〇	二二六	四〇	

合計	専門分野	専門基礎分野	人間と人間生活の理解
	精神看護学 母性看護学 小児看護学 老年看護学 成人看護学 在宅看護論 基礎看護学 臨地実習	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習
六二	二二二二二	一六	四〇

備考 一〇三 (略)

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容四十単位以上（うち基礎分野七単位以上、専門基礎分野十四単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて二十八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二の三 (第四条関係)

基礎分野	教育内容	単位数		
		高等学校	専攻科	合計
科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	六	一〇	一六
専門基礎分野		七	八	一五
専門基礎分野	基礎看護学 臨地実習	八	三	一一
専門分野Ⅰ	基礎看護学	五	五	一〇
専門分野Ⅱ	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	二 一 一 一 一	四 三 三 三 四	六 四 四 四 四

備考 一〇三 (略)

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容四十単位以上（うち基礎分野七単位以上、専門基礎分野十四単位以上及び専門分野二十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二の三 (第四条関係)

基礎分野	教育内容	単位数	
		高等学校	専攻科
科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	六	一〇
専門基礎分野		七	九
専門基礎分野	基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習	八 二 二 二 二 二 二 一	三 四 四 三 三 三 四 一

統合分野	臨地実習 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 在宅看護論 看護の統合と実践 臨地実習 在宅看護論 看護の統合と実践	二 三 五	一 二 四 二 二 二 二 四 四 四 四	一 七 七
	合計	三八	六七	一〇五

備考 一 単位の計算方法は、高等学校にあつては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）第一章第二款第一項の規定に、専攻科にあつては大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が三十八単位以上及び専攻科における単位数の合計が六十七単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことがきる。

合計	基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	四 四 二	二 二 二 二 五 二 二
	合計	三八	六四

備考 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成元年文部省告示第二十六号）第一章第二款第一項の規定による。専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。



○保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成八年文部省・厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附則</p> <p>3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、<u>平成二十三年三月三十一日まで</u>の間、改正後の第四条第一項第四号の規定中「八人」とあるのは「六人」とする。</p>	<p>附則</p> <p>3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、<u>当分の間</u>、改正後の第四条第一項第四号の規定中「八人」とあるのは「六人」とする。</p>

○保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成十年文部省・厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附則</p> <p>3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、平成二十三年三月三十一日までの間、改正後の第四条第二項第四号の規定中「七人」とあるのは「五人」とする。</p>	<p>附則</p> <p>3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、<u>当分の間</u>、改正後の第四条第二項第四号の規定中「七人」とあるのは「五人」とする。</p>

○保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成十一年文部省・厚生省令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>2 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、<u>平成二十三年三月三十一日まで</u>の間、改正後の<u>第四条第三項第四号</u>の規定中「八人」とあるのは「六人」とする。</p>	<p>附則</p> <p>2 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、<u>当分の間</u>、改正後の<u>第四条第四項第四号</u>の規定中「八人」とあるのは「六人」とする。</p>